

(証券コード6620)

2022年6月10日

株主各位

東京都大田区大森北一丁目23番1号
宮越ホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 宮越邦正

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区大森北一丁目23番1号
NETビル 6階
(末尾の会場案内図をご参照ください)
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第11期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

5. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、添付書類のうち以下の事項をインターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.miyakoshi-holdings.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査した事業報告、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載している以下の事項を含んでおります。

- ① 事業報告の以下の事項
従業員の状況、会計監査人の状況、会社の体制及び方針
- ② 連結計算書類の以下の事項
連結注記表、会計監査人の監査報告書謄本、監査等委員会の監査報告書謄本
- ③ 計算書類の以下の事項
個別注記表

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
3. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場される株主様は、感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方や持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。
4. 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにてご案内申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.miyakoshi-holdings.com>)

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く世界経済は、新型コロナウイルス感染症が各国の施策により一定の落ち着きを見せているものの、ウクライナ情勢の緊迫化など地政学的な問題や原油高による原材料価格の高騰、半導体の不足によるサプライチェーンの混乱、外為市場の急速な円安など様々なリスクが集積し依然として先行き不透明で予断を許さない状況が続いております。

一方で当社グループの事業拠点である中国深圳市においては、新型コロナウイルス感染症は一時的な発生にとどまり、ウクライナ情勢の地政学的なリスクについても当社グループの事業に大きな影響はないものと考えております。

このような状況下、当社グループは引き続き、不動産賃貸及び管理事業の収益基盤の強化に取り組むとともに、再開発の着工に備えて、給食センターなどの臨時賃貸物件の撤去や多額な投資を伴う長期入居予定の新規テナントの入居の見送り、賃貸契約期限の到来するテナントに対しても開発の状況を見据えて長期期間の契約更新は避けるなどの処置を取ってまいりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は1,407百万円（前期比13.1%減）、営業利益499百万円（前期比52.1%減）、経常利益855百万円（前期比33.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益658百万円（前期比12.9%減）となりました。

不動産再開発事業について

当社グループが推進する深圳プロジェクトは、子会社深圳皇冠（中国）電子有限公司（以下「皇冠電子」）が保有する土地（127千㎡）・建物（89千㎡）を再開発し、新たに世界30ヶ国のフォーチュングローバル500企業を始めとした先進的大手外資企業200社を誘致し、進出企業が本格的なR&Dやマーケティング拠点もしくは中国本社機能を置き、新たなイノベーションを巻き起こすための大規模施設「ワールド・イノベーション・センター」（仮称：WIC）（総床面積70万㎡）を建設する構想です。WICプロジェクトは、深圳市福田区政府が皇冠電子の所在する車公廟地域の約29ヘクタールにおいて進めている大規模な都市更新再開発であり、当プロジェクトはその内約37%を占める開発主体です。当プロジェクトは、昨年12月30日第1ステップの都市更新ユニット計画の計画草案が深圳市政府に承認され、現在第2ステップである開発主体独自の計画編成案を申請するため、深圳市都市計画設計研究院及び株式会社日建設計と計画設計契約を締結し準備を進めており、今後開発の諸条件を固めた上で出来るだけ早期に着工し、2026年中にはグランドオープンを目指しております。

一方では、深圳市政府の委嘱を受けて精力的な企業誘致活動も行っており、日本からは上場企業を中心に80社を超える先進的優良企業がWIC進出の意向を表明し、本年度から誘致活動を始めた海外では米国、ドイツ、フランスなど欧米のフォーチュングローバル500企業を中心に大手企業が強い関心を示しており、今後開発手続きが進むに従ってWICへの進出希望企業はさらに増えるものと思われま

なお、東京証券取引所の所属業種において、昨年10月1日より当社は従来の電気機器から不動産業に変更となりました。現在、中国深圳市において都市更新再開発事業としてWICプロジェクトを進めておりますが、当社は総合投資会社を標榜しており、当該プロジェクトを投資事業の第1号案件と位置付けております。

当社グループの報告セグメントは、「不動産開発及び賃貸管理」のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期中において、重要な設備投資はありません。また、非経常的な資金調達は行っておりません。

(3) 対処すべき課題

当社グループが進めるWICプロジェクトは、中国中央政府が国の威信をかけてハイテクなどのイノベーションと科学技術発展の模範的な牽引役を目指すグレートベイエリア構想の中心都市深圳市の車公廟エリア（約29ヘクタール）を官民一体となって再開発を進めるハイエンドな都市更新プロジェクトです。

当プロジェクトを進める上で、当面の課題としては、ウクライナ情勢により世界経済が不安定になる可能性が懸念されるものの、先進的大手企業は中国市場を重視した戦略を構築しており、それらの企業が当プロジェクトへの進出を選択するものと考えております。また、新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しにつきましても、未だ不確定要素が残っております。これらの課題が当プロジェクトに与える影響は軽微であると判断しておりますが、引き続き現地政府の方針等を注視しながら最善の対応策を進めてまいります。

一方、為替市場における極端な円安は、当プロジェクトの所在が中国・深圳市であることから、為替動向を注視しながら、事業資金を人民幣で現地調達するなどの手段により、為替の影響を最小限に抑える施策を進めてまいります。

また、当プロジェクトを進める上で環境、社会、ガバナンス等、いわゆるサステナビリティにおけるESGの課題にも積極的に取り組む必要があります。このため、WELL認証、LEED・緑色建築認証の取得に取り組む、世界から集まる先進的大手外資企業のニーズにマッチし、進出企業の新たなイノベーション創出を支援する最適なプラットフォームの建設を目指しております。

株主の皆様には、何卒一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2018年度 (第 8 期)	2019年度 (第 9 期)	2020年度 (第 10 期)	2021年度 (第 11 期)
営業収益	1,465	1,489	1,619	1,407
経常利益	1,156	1,163	1,284	855
親会社株主に帰属する当期純利益	688	589	756	658
1株当たり当期純利益	18円41銭	14円72銭	18円91銭	16円46銭
総資産	23,302	23,896	24,780	26,202
純資産	21,800	22,334	23,265	24,904

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
クラウン株式会社	1億円	100%	深圳皇冠(中国)電子有限公司の管理運営
深圳皇冠(中国)電子有限公司	US\$ 1,500万	90% (90%)	不動産開発・賃貸及び管理
科浪(深圳)商務有限公司	人民元100万	100% (100%)	コンサルティング・不動産賃貸管理
深圳皇冠金属成型有限公司	US\$ 300万	67% (67%)	精密板金加工等
CROWN PRECISION (HK) CO., LTD.	HK\$ 50万	100% (100%)	深圳皇冠金属成型有限公司の管理運営
皇冠投資管理有限公司	HK\$ 150万	100%	投資・資産管理等
隆邦医葯貿易有限公司	5億1千万円	100% (100%)	医薬品・医療器具等の卸販売

- (注) 1. 出資比率の()内は間接所有の割合であります。
2. 隆邦医葯貿易有限公司は、2021年7月をもって解散し、現在、清算手続き中であります。

企業結合の成果は「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
クラウン株式会社	東京都大田区大森北一丁目23番1号	3,911百万円	20,335百万円

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社7社から構成され、不動産開発及び賃貸管理を主な事業としております。

(7) 主要な事業所

本 社：東京都大田区大森北一丁目23番1号
海外拠点：中国(深圳・香港)

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
(2) 発行済株式の総数 40,014,347株 (自己株式596株を除く)
(3) 株主数 4,401名
(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
株式会社クラウンユナイテッド	15,498	38.7
センチュリーパラマウントインベストメントリミテッド	5,300	13.2
ロンウインホールディングスリミテッド	5,000	12.4
パシフィックステートホールディングスリミテッド	3,880	9.6
アジアンスカイインベストメンツリミテッド	3,183	7.9
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	1,059	2.6
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE /JASDEC/UOBKHP/L-UOBHK-ACCLT	1,024	2.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	759	1.8
渡 邊 敏 行	288	0.7
楽 天 証 券 株 式 会 社	247	0.6

(注) 持株比率は自己株式(596株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	宮越 邦正	㈱クラウンユナイテッド 代表取締役社長 クラウン㈱ 代表取締役会長兼社長 深圳皇冠(中国)電子有限公司 董事長兼總經理
取締役 (常務執行役員)	板倉 啓太	㈱クラウンユナイテッド 取締役 クラウン㈱ 取締役管理本部長 隆邦医薬貿易有限公司 董事 深圳皇冠金属成型有限公司 董事總經理
取締役	矢沢 俊樹	
取締役 (監査等委員長・常勤)	田村 幸治	
取締役 (監査等委員)	宮越 盛也	㈱タスク 代表取締役社長 ㈱ピオカ 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	段 鳳林	

- (注) 1. 取締役田村幸治氏、取締役宮越盛也氏及び取締役段鳳林氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、田村幸治氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役宮越盛也氏は、㈱タスク及び㈱ピオカの代表取締役を兼任しておりますが、当社は同社と重要な取引関係にありません。
4. 主要取引先等特定関係事業者との関係
取締役宮越盛也氏は、当社業務執行取締役の3親等以内の親族であります。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりであります。なお、決定方針の決定方法は、取締役会の決議によります。

i) 基本的な考え方

- ・公正性、透明性を確保しております。
- ・業績向上や持続的成長へのインセンティブを重視する観点から、会社の業績との連動性を確保し、職責と成果を反映しております。

ii) 報酬の体系

- ・取締役の報酬は、原則として、固定報酬のみとしております。

iii) 個人別の報酬額の決定方法

- ・取締役会において決定することとしております。
- ・その客観性および透明性を確保するために、構成メンバーは社外取締役および独立社外取締役が過半を占めております。
- ・取締役会は、個人別報酬額を、柔軟かつ機動的に行う観点から、代表取締役会長兼社長へ委任しております。

iv) 固定報酬の決定方針

- ・取締役の固定報酬は月額報酬とし、在任中、定期的に支給しております。

② 監査等委員である取締役の報酬等について

監査等委員である取締役の報酬等は、固定報酬のみとしており、当社の定める一定の基準に従い、監査等委員の協議により決定しております。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬の額は、2015

年6月26日開催の第4回定時株主総会において、それぞれ年額10億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）および年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長兼社長 宮越邦正が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額を決定しております。その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額であります。委任の理由および権限が適切に行使されるための措置は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 iii)個人別の報酬額の決定方法」に記載のとおりです。委任を受けた代表取締役会長兼社長は、当該方針に従って報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本 報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	33 (-)	33 (-)	-	-	3 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5 (5)	5 (5)	-	-	3 (3)

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における社外取締役（監査等委員）の
主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	田村 幸治	当事業年度開催の取締役会13回の全て、監査等委員会5回の全てに出席し、適宜発言を行い、監査等委員長(常勤)として監査における重要事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
取締役 (監査等委員)	宮越 盛也	当事業年度開催の取締役会13回の全て、監査等委員会5回の全てに出席し、適宜発言を行い、監査における重要事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
取締役 (監査等委員)	段 鳳林	当事業年度開催の取締役会13回のうち4回、監査等委員会5回のうち4回に出席し、適宜発言を行い、監査における重要事項の協議を行っております。欠席時には所管の部門から説明を受ける等、常に情報を共有し、また経営者等との面談等により助言や意見交換等を行っております。

- (注) 1. 取締役（監査等委員）田村幸治氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を活かし、取締役（監査等委員長・常勤）としての職務を果たしております。
取締役（監査等委員）宮越盛也氏は、企業経営に関する経験や実績を活かし、取締役（監査等委員）としての職務を果たしております。
取締役（監査等委員）段鳳林氏は、中国における企業経営者としての豊富な経験や知見を活かし、取締役（監査等委員）としての職務を果たしております。
なお、取締役（監査等委員）田村幸治および取締役（監査等委員）段鳳林の両氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届出ております。
2. 重要な兼職先と当社との関係および主要取引先等特定関係事業者との関係
重要な兼職先と当社との関係および主要取引先等特定関係事業者との関係につきましては、9頁に記載のとおりであります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,367	流動負債	392
現金及び預金	9,397	未払金	160
営業未収入金	323	未払法人税等	89
その他	845	その他	143
貸倒引当金	△198	固定負債	905
固定資産	15,834	繰延税金負債	152
有形固定資産	7	退職給付に係る負債	7
建物及び構築物	0	その他	745
機械装置及び運搬具	2	負債合計	1,297
工具器具備品	5	(純資産の部)	
無形固定資産	1,078	株主資本	23,421
のれん	118	資本金	9,217
土地使用権	959	資本剰余金	8,962
その他	0	利益剰余金	5,241
投資その他の資産	14,748	自己株式	△0
長期貸付金	13,340	その他の包括利益累計額	231
その他	1,408	為替換算調整勘定	231
		非支配株主持分	1,251
		純資産合計	24,904
資産合計	26,202	負債及び純資産合計	26,202

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		1,407
営業原価		177
営業総利益		1,229
販売費及び一般管理費		730
営業利益		499
営業外収益		
受取利息	250	
その他	109	359
営業外費用		
固定資産除却損	3	
その他	0	3
経常利益		855
特別損失		
新株予約権失効損	10	10
税金等調整前当期純利益		845
法人税、住民税及び事業税	339	
法人税等調整額	△213	126
当期純利益		719
非支配株主に帰属する当期純利益		60
親会社株主に帰属する当期純利益		658

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	9,217	8,962	4,582	△0	22,762
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			658		658
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	658	△0	658
当 期 末 残 高	9,217	8,962	5,241	△0	23,421

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持 分	純資産合計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△542	△542	1,045	23,265
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属 する当期純利益				658
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	774	774	206	980
当期変動額合計	774	774	206	1,638
当 期 末 残 高	231	231	1,251	24,904

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,872	流動負債	20
現金及び預金	2,544	未払金	12
短期貸付金	528	その他	8
その他	800	固定負債	7
固定資産	16,463	退職給付引当金	7
有形固定資産	1	負債合計	28
投資その他の資産	16,461	(純資産の部)	
関係会社株式	3,935	株主資本	20,307
長期貸付金	12,390	資本金	9,217
その他	135	資本剰余金	9,129
		資本準備金	8,217
		その他資本剰余金	911
		利益剰余金	1,960
		その他利益剰余金	1,960
		繰越利益剰余金	1,960
		自己株式	△0
		純資産合計	20,307
資産合計	20,335	負債及び純資産合計	20,335

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		475
営 業 費 用		268
営 業 利 益		206
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	124	
そ の 他	84	209
経 常 利 益		416
税 引 前 当 期 純 利 益		416
法人税、住民税及び事業税		17
当 期 純 利 益		398

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	9,217	8,217	911	9,129
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	9,217	8,217	911	9,129

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	その他利益 剰余金			
	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,561	△0	19,908	19,908
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	398		398	398
自己株式の取得		△0	△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	398	△0	398	398
当 期 末 残 高	1,960	△0	20,307	20,307

会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

宮越ホールディングス株式会社
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 武田 茂
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊藤 恭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宮越ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 騰 本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月3日

宮越ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 田村幸治 ㊞

監査等委員 宮越盛也 ㊞

監査等委員 段鳳林 ㊞

(注) 監査等委員田村幸治、宮越盛也及び段鳳林は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、2021年10月3日をもちまして、上場10周年を迎えることができました。これもひとえに株主の皆様の多大なるご支援の賜物と心より感謝申し上げます。つきましては、株主の皆様へ感謝の意を表すため、当期の期末配当金として、1株につき5円の記念配当を実施させていただきたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただきたく所存です。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円（うち記念配当5円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、200,071,735円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p>(附則)</p> <p><u>第 1 条 変更前定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）が任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績並びに職歴等を評価した上で、取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	宮越 邦正 (1941年2月6日)	1966年5月 東邦電器製作所創業 代表 1968年7月 東邦電器(株)設立 代表取締役社長 1981年6月 (株)クラウンユナイテッド 代表取締役社長(現) 1993年6月 クラウン(株) 代表取締役会長(現) 2001年6月 クラウン(株) 代表取締役社長(現) 2011年10月 当社 代表取締役会長兼社長(現) 2011年10月 深圳皇冠(中国)電子有限公司董事長(現) 2014年3月 深圳皇冠(中国)電子有限公司總經理(現)	-株
2	板倉 啓太 (1949年2月23日)	1988年6月 (株)クラウンユナイテッド 取締役(現) 1993年2月 クラウン(株)入社 管理部長 1993年6月 クラウン(株) 取締役経理部長 1995年1月 クラウン(株) 取締役管理本部長(現) 2005年11月 隆邦医葯貿易有限公司 董事(現) 2011年10月 当社 取締役経営企画部長 2011年10月 深圳皇冠(中国)電子有限公司董事 2011年10月 深圳皇冠金属成型有限公司董事總經理(現) 2012年6月 当社 常務取締役 2019年6月 当社 取締役常務執行役員(現)	1,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【各取締役候補者の選任理由】

1 宮越 邦正

創業者として56年、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識に加え、既成概念にとらわれない先駆的な取り組みを推し進めるリーダーシップを有し、代表取締役会長兼社長として当社グループを率いております。日中国交正常化後、日中合作第1号プロジェクトを成功させ、その後日本企業の中国進出に尽力し、中国経済界との豊富な人脈と行政当局との信頼関係を築き上げ、当社グループの中国における開発・投資事業はもとより、当社グループを発展する企業群として育成・構築する上で必要不可欠な人物であり、今後のグループの経営戦略の実行・

推進を担う取締役として適任であると判断し、引き続き候補者として選任いたしました。

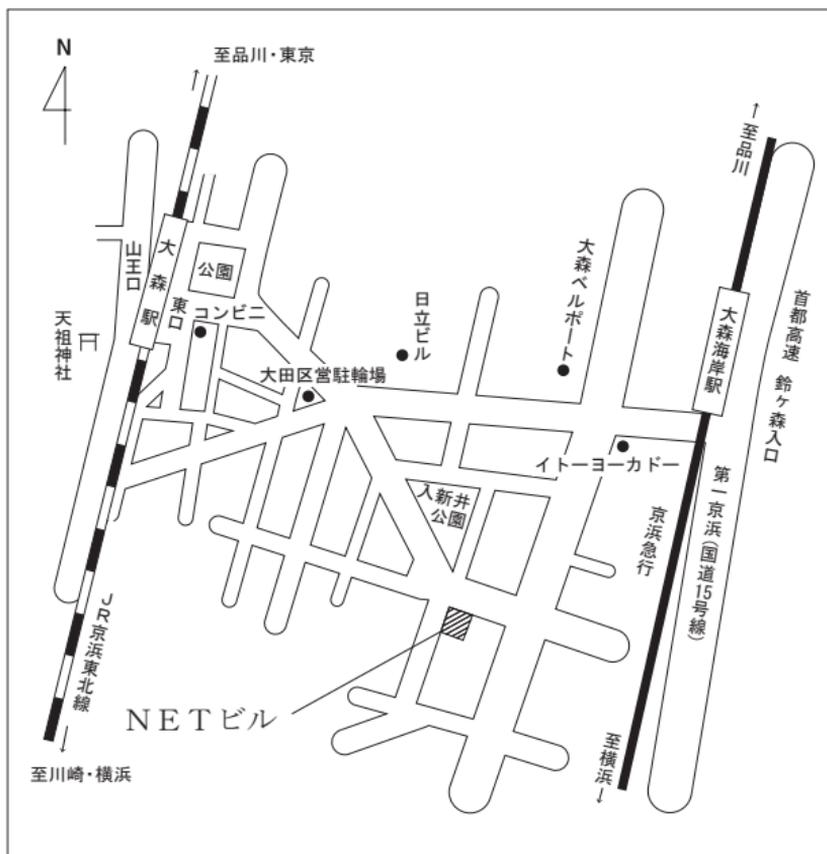
2 板倉 啓太

1988年より当社グループの取締役を歴任し、管理、経理等幅広い業務に携わり、国内外のグループの業務全般を熟知するとともに、経営全般にわたっての知見と豊富な経験を有していることから、今後のグループの経営戦略の実行・推進を担う取締役として適任であると判断し、引き続き候補者として選任いたしました。

以上

株主総会会場ご案内略図

交通機関 (JR 京浜東北線 大森駅 下車徒歩約5分)
(京浜急行 大森海岸駅 下車徒歩約8分)



会場 東京都大田区大森北一丁目23番1号
NETビル 6階

会場へのお車でのご来場はご遠慮ください
ますようお願い申し上げます。